

「焼津市都市計画マスタープラン改定（案）」、「焼津市市街化調整区域における地区計画適用の基本方針（案）」の市民説明会における意見等

開催日 令和8年1月18日（日）

会場 焼津市消防防災センター4階多目的ホール

市民説明会での意見等 以下のとおり

①【都市計画マスタープラン】

ご意見	市回答
中根新田の養鰻池跡地の扱いについて聞きたい。	平成28年計画策定時からの地元の思いを土地利用方針に反映しています。今回、養鰻池跡地の活用を施策として位置付け、今後は地区計画適用の基本方針のフローで検討・調整します。
平成28年からの進捗を確認し、課題や対応策を説明すべき。 焼津市の年間出生数は10数年前より250～350人減少しており、その対応も必要ではないか。地域交流センター近くの幼稚園は現在チャレンジスクールとなっており、幼稚園ではない。	計画改定は庁内担当や外部委員会の意見を踏まえ、市民満足度調査の結果から方針を維持して進めています。子育て施策や地域方針図も庁内担当等で確認し進めていますが、再度確認し修正します。
市民満足度調査の結果は、どの地域に居住されどの年代の意見なのかとの整理が必要である。特定の人だけの意見で計画を作らないようにしてほしい。	調査を行う際は、年齢や地域などの分析を行いながら進めています。今後も留意していきます。
方針の総括は行われているのか。	市民満足度調査を毎年行っており、年々市民満足度が向上しているため、まちづくりの基本方針は10年前計画策定時の内容を踏襲しています。

②【市街化調整区域における地区計画適用の基本方針】

ご意見	市回答
大井川地区も養鰻池跡地があり、10年以上前から宗高団地等の開発が進められてきた。大富地域もそうした開発が必要である。スピード感をもって進めて欲しい。	市は潮風グリーンウォークなどの緊急性や安全性を考慮すべき事業は優先順位を定め事業は予定より早く進めてまいりました。今回地区計画適用の基本方針を位置づけ必要な住宅地の確保も進めていきます。
地区計画の都市計画決定、条例制定までの期間は、地域から声が上がってからどれくらいかかるのか。	都市計画決定には約1年かかり、地元合意形成も半年から2年ほど必要です。地域と相談しながらスケジュールを調整して進めます。
地区計画の道路の整備は、どこまでが事業者の範疇か。	地区計画は未利用地を活用し、公園整備、道路拡幅などを目的としています。地域住民や地権者、開発事業者が協力して検討・推進します。
適用候補地が示されたが、地権者の承諾は得られているのか。	今回は基本方針を定めましたが、地権者との具体的な話し合いはしていません。本計画は概ねの方針であり、地域ごとに具体的な進行はありません。
地区計画のエリアから離れたところで現在発生している渋滞まで考慮すべきか。地区計画の検討範囲はどこまでか。	地区計画は原則エリア内のみが対象となります。渋滞の影響確認は必要ですが、地域住民の詳細な検討は不要です。
市街化調整区域の地区計画の適用候補地は、大井川町時代の方針を踏まえているのか。	大井川庁舎・SIC周辺エリアは、平成28年計画策定時に市民の皆様が新たな土地利用を検討するゾーンとして挙げていただいたところです。
大井川エリアの位置づけ背景については、理解した。この後はどうなっていくのか。	今回は概ねのエリアを定め、今後条件を踏まえて適用地区を絞り込む方針です。
候補地が記載されて残っていくのか。	候補エリア内で地権者が検討し、エリアが絞り込まれれば候補地となります。
市街化調整区域における地区計画適用の基本方針について、今後20年の見通しを持った中でのエリアとして捉えてよいか。	地区計画の基本方針に20年間という期間の決まりはありません。地域から要望があれば、都市計画審議会などでエリア追加が検討されます。

③その他の意見

ご意見	市回答
<p>国道 150 号から農免道路までの道路の拡幅を行って欲しい。</p>	<p>道路については、緊急性・重要性を加味して整備を進めていきます。また、地域の要望を踏まえて検討を進めていきます。</p>
<p>説明会の目的を教えて欲しい。定期的開催されているのか。</p>	<p>平成 28 年の計画策定時に地域別協議会を設けて計画が作られ、今回はその時点修正を行ったため、地元代表の方も含め、広報やホームページで参加者を広く募り説明するものです。今回、計画策定から 10 年が経過し、都市計画マスタープランの中間改定の説明会を開催しました。</p>
<p>和田地域の松林について、保全がされていない。木屋川の桜並木も守る会が存続されておらず保全されていない。これらについて早期の対応が必要ではないか。</p>	<p>高齢化で地域の樹木管理が困難になっていることを課題と認識しており、市は財政状況を考慮しつつ最新技術や地元住民、事業者の協力を得て管理方法を検討していきます。</p>
<p>誘致戦略課の考えはどうなっているのか。</p>	<p>誘致戦略課は産業立地ビジョンによる適地選定を担い、都市計画課は都市計画の方針策定、開発許可基準との整合性も調整します。</p>
<p>行政・市民・事業者が共同して進めるという話があったが、市や誘致戦略課ではなく、地権者や事業者の責任となるのか。</p>	<p>地域未来投資促進法は、個別の民間開発のことを定めています。都市計画マスタープランは、土地利用方針を定め市街化調整区域での地区計画適用方針を整理しています。開発時には事業者が周辺への配慮を示し、市が審査を行います。</p>